

第201回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和元年7月9日（火）午後1時30分～2時43分
- ・開催場所：県庁本館3階 特別会議室
- ・出席委員：石川利江委員、大上俊之委員 久米えみ委員、関美佐子委員、羽鳥栄子委員
丸田由香里委員、武者忠彦委員 唐木一直委員、共田武史委員 村上幸雄委員
石原康弘委員代理（関東地方整備局長野国道事務所長 塩谷正広）
- ・欠席委員：高瀬達夫委員、中澤朋代委員、藤井さやか委員

1 開 会

（幹事：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

少し定刻を過ぎましたけれども、ただ今から、第201回長野県都市計画審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、皆さん、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当させていただきます、都市・まちづくり課の若林道夫と申します。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、このたび長野県都市計画審議会の委員に御就任いただきました皆様に、長野県建設部、長谷川部長から委嘱状を交付いたします。なお、石原康弘様におかれましては、本日代理出席していただいております塩谷正広様にお渡しいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、高瀬達夫様、中澤朋代様、藤井さやか様につきましては、本日都合によりご欠席されておりますので、委嘱状は別途お渡しいたします。

それでは、恐れ入りますが、委員の皆様は本日お配りした名簿順にご起立いただければと思います。よろしくお願いいたします。

2 委嘱状交付

（長谷川建設部長）

委嘱状交付

（幹事：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

皆さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、長谷川建設部長からごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

（長谷川建設部長）

皆様、こんにちは。長野県の建設部長の長谷川朋弘でございます。

委員の皆様方には、本日大変お忙しい中、ご出席を賜わりまして誠にありがとうございます。また、このたび、公私ともご多忙にもかかわらず、委員の就任につきまして快くお引き

受けいただきまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、最近の当審議会の議案内容を見ますと、既存の都市計画道路の見直しに伴う道路の変更や、県土全体のまちづくりの方向性を示した長野県都市計画ビジョンの改訂等、時代の変化や社会情勢を反映したものが数多くあり、様々な建設的なご議論をいただきご審議をいただけてきました。

本格的な人口減少や高齢化社会を迎え、都市計画においても新たな社会環境、都市環境の変化に対応したまちづくりへの転換が求められております。

なかでも、都市のスポンジ化は全国的な課題となっており、都市計画法をはじめとする現行の各法制度だけでは、この課題に十分対応できない状況であります。

このような中、県では独立行政法人都市再生機構、株式会社まちなみカントリープレス、東京大学及び信州大学と連携いたしまして、8月7日に信州地域デザインセンター（UDC信州）という新しい組織を設立することとなりました。

UDC信州は全国初の広域型UDCであり、市町村に対するまちづくり支援や、まちづくり人材の育成などを通じて、県の総合計画であるしあわせ信州創造プラン2.0に位置づけた「市街地の活性化と快適な生活空間の創造」及び「未来に続く魅力あるまちづくりの実現」を推進してまいりますので、委員の皆様方にもお力添えをいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

皆様方にはこれから2年という長期にわたりますけれども、それぞれの専門的なお立場からご審議いただくとともに、ご意見やご提言を賜わりながら、県の都市計画が地域に即したまちづくりに資するよう、特段のご協力をお願いする次第であります。

終わりに、委員の皆様方のご健勝とご多幸、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（幹事：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

ありがとうございました。本日は、委員改選後の初めての審議会となります。再任をお受けいただきました方、また、新たに就任された方、それぞれの皆様がいらっしゃいますので、ここで改めて、当日資料の名簿順で私のほうからご紹介申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、学識経験者といたしまして、石川利江様です。続きまして、大上俊之様です。

久米えみ様です。関美佐子様です。

名簿順でいきますと、高瀬達夫様ですけれども、本日ご欠席です。

次の中澤朋代様も、本日はご都合で欠席ということでお願いしたいと思います。

続きまして、羽鳥栄子様です。

次に、藤井さやか様ですけれども本日はご欠席となっております。

次に、丸田由香里様です。続いて、武者忠彦様です。

続きまして、市町村長の代表としまして、長野県町村会の総務文教部会長でいらっしゃいます南箕輪村長の唐木一直様でございます。

続きまして、県議会議員の共田武史様です。

続きまして、市町村議会の議長の代表としまして、長野県市議会議長会会長でいらっしゃいます、松本市議会議長の村上幸雄様です。

続きまして、関係行政機関の職員といたしまして、国土交通省関東地方整備局長、石原康弘様でございますけれども、先ほどもご紹介しましたけれども、本日は代理で、関東地方整備局長野国道事務所所長の塩谷正広様です。

次に、農林水産省関東農政局ですけれども、7月8日の人事異動により局長が代わられたことから、現在、あらためて就任のご依頼をしているところでございます。手続を進めているところでございますので、本日は出席はなしということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、当日配布資料の3ページをご覧ください。

まず会場配置図と座席表でございます。審議会での席順につきましては、本日の委員名簿の順とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、当審議会の幹事について申し上げます。幹事は長野県都市計画審議会条例第8条第3項の規定により「審議会の所掌事務について委員を補佐する。」と位置づけられておられまして、県庁内の関係課長が就任しております。本日は、窓側のほうに座っております担当職員が出席しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、委員の出席状況につきまして御報告いたします。

現在、ご出席いただいております委員は11名でございます。本日現在の委員総数14名の半数以上ですので、長野県都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、本審議会は成立いたしました。ありがとうございます。

3 会長選出

(幹事：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

続きまして、会長の選出に移りたいと思ひます。

会長選出の進行は、長野県建設部都市・まちづくり課長が行いますのでよろしくお願ひいたします。

(幹事：猿田都市・まちづくり課長)

都市・まちづくり課長の猿田吉秀でございます。マイクの関係で、座って進行させていただきます。

それでは、会長が選出されるまでの間、私のほうで進行させていただきます。

会長の選出にあたりましては、長野県都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、学識経験者から任命された委員のうちから委員が選挙するとされております。いかがいたしましょうか。

(久米委員)

大上委員さんにお引き受けいただくことはいかがでしょうか。

(幹事：猿田都市・まちづくり課長)

ありがとうございます。ただいま久米委員から、大上委員を推薦するご発言がございましたが、大上委員にお願いすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。大上委員さん、お受けいただけますでしょうか。

(大上委員)

かしこまりました。

(幹事：猿田都市・まちづくり課長)

ありがとうございます。大上委員が会長に選出されました。大上会長は、会長席にご移動をお願いいたします。

それでは、一旦事務局にお返しいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、早速で恐縮ですが、ただいま就任されました、大上会長様からごあいさつをいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(大上会長)

改めまして、今回、会長の大役を仰せつかりました、大上でございます。よろしくお願ひいたします。

専門は土木で、構造関係に携わっております。皆さん、もう既にご承知かと思ひますけれども、都市計画は都市の将来の姿を決めるもので、その分、住民の皆さんの生活に大変大きな影響を与えるものだと思います。

そういった意味で、この都市計画審議会に課せられた責務というものは大変重いというか、大きいものがあるんじゃないかというふうに考えております。

委員の皆さんは、それぞれの分野において専門家であります。そういった委員の皆様から頂戴いたしました意見をもとに、2年間という任期ではございますが、長野県下の都市計画について、しっかりと議論していければというふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

4 会長職務代理委員の指名

(幹事：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

会長、ありがとうございます。

続きまして、長野県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長の職務を代理する委員は、あらかじめ会長が指名することになっておりますので、大上会長から職務

代理の方を指名していただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(大上会長)

それでは、私のほうから、学識経験者の丸田委員さんに代行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。丸田委員、よろしく願いいたします。

大変恐縮ですが、長谷川建設部長は所用のため、退席させていただきます。

また、クールビズということで、上着を脱いでいただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様には会議次第が1枚、調査審議資料集及びその他資料集が1部、事前に郵送されています。ただ、調査審議ページの1～3に訂正がございますので、全て差し替えたものを本日お配りしております。それを見ながらお願いしたいと思います。

また、当日配布資料が1部ございます。そのほか、委員の皆様には今年3月に公表しました「長野県都市計画ビジョン」の本編、資料編と概要版ということで、3種類行っておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

あともう一つとして、先ほども説明がありましたけれども、8月7日に設置されます、信州地域デザインセンター設立記念シンポジウムのご案内を1部配布させていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

資料の確認については以上ですけれども、ない方はいらっしゃいますか、よろしいですか。

本日は、調査審議案件1件につきましてご審議のほど、お願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、長野県都市計画審議会運営規則第4条の規定により、会議の議長は会長が当たるものとされていますので、大上会長に議長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

5 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(大上議長)

それでは議長を務めさせていただきます。

審議を慎重かつ効率的に進めさせていただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

最初に、議事録署名委員を議長として指名いたします。石川利江委員、久米えみ委員、お二方をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(2) 審議会の運営について

(大上議長)

では次に、議事の2番目、審議会の運営について、事務局から説明をお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、当審議会の運営に関しまして、傍聴に関する事項と議案採決の方法に関する事項の2点につきましてご説明させていただきます。

まず、当日配布資料の6ページをご覧ください。長野県都市計画審議会の傍聴に関する事項は、平成22年12月20日に開催いたしました、第167回長野県都市計画審議会で決定されております「長野県都市計画審議会傍聴要領」によることとなります。

お手数ですが、1ページ戻っていただきまして、5ページをご覧ください。

県では、県の審議会について審議会等の設置及び運営に関する指針を定めておりまして、本日はその抜粋をお示ししておりますけれども、第5の規定により、県の審議会は原則公開になります。また、その5ページの(5)の規定のとおり、審議会の議事録も公表されますので、よろしくお願いいたします。

この指針につきましては、6ページに行ってください、当審議会におきましては、これまで委員にお諮りの上で、この傍聴要領を定めているところでございます。

この中で、2の傍聴の手続きとしまして、(1)のとおり、傍聴希望者は会場受付で氏名及び住所を傍聴者名簿に記入の上、所定の席に着席することとされております。また、3の傍聴者の遵守事項としましては、(1)～(5)までの事項について定めておりまして、これを7ページのとおり、審議会の傍聴上の留意事項としまして傍聴者に配布しております。傍聴に関する事項は以上です。

続きまして、8ページをご覧くださいと思います。

都市計画審議会における議案採決の方法についてでございます。お手数ですが、9ページをご覧ください、ご承知の内容となりますけれども、県が行う都市計画の手続きフローをお示したものです。網掛けをしてある④のところは長野県都市計画審議会ということになります。

上段の都市計画決定の手続きの場合ですけれども、県は事前に公聴会等を開催いたしまして、住民のご意見をお聞きした上で都市計画の案を作成します。それとともに、作成した案を③のとおり公告をして、2週間の期間を設けまして、一般の縦覧に供さなければならないとされております。ここで、当該都市計画の案に関係する住民、または利害関係者である方は、県の案に対して意見書を提出することができます。意見書はその中身によって賛成、反対、その他の意見のいずれかに区分されますけれども、意見書が提出された場合には、県は④にあります、都市計画審議会に都市計画の案を付議する際に、この意見書の要旨もあわせて提出することになります。委員の皆様には、この意見書もご覧いただいた上でご審議していただくこととなります。簡単ではありますが、都市計画決定の主な部分になります。

8ページにお戻りいただきたいと思います。

先ほどのような手続きを踏まえて、最終的に審議会の場で議案を採決いただく際の採決方法をあらかじめ定めたものが、この8ページとなりますので、お願いいたします。これが先

ほどと一緒に、平成25年の6月5日に、この177回の審議会で決定されているものでございます。先ほど申しました反対意見が提出された案件や、委員から異議のあった案件は、傍聴者在席のまま無記名投票とし、これ以外の案件は簡易採決となります。

ただいま申し上げましたとおり傍聴に関する事項、議案採決の方法に関する事項につきましては、このような取り扱いとさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。私の説明は以上でございます。

(大上議長)

どうもありがとうございます。ただいま説明していただきました審議会の運営について、傍聴に関する事項、並びに議案採決の方法に関する事項について、何かご質問ご意見ございましたらお願ひいたします。

特にないようでしたら、この取り扱いに従って審議会を運営してまいりたいと思います。どうぞ皆様のご協力をお願ひいたします。

(3) 事務報告

(大上議長)

次に、事務報告をお願ひいたします。事務局から報告をお願ひします。

(幹事：都市・まちづくり課 山口都市計画係担当係長)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の山口剛と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、傍聴者はまだおりませんが、傍聴者がありましたら受付にて住所・氏名を確認させていただきます。傍聴上の留意事項を説明した上、あらかじめ静粛な傍聴をお願ひいたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について、事務報告を申し上げます。

本日お配りしております当日配布資料の10ページをご覧ください。平成31年1月15日に開催いたしました、第200回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてでございますが、第1号議案から第3号議案につきましては、記載のとおり告示となっております。以上で事務報告を終わります。

(大上議長)

ありがとうございます。傍聴に関することと、議決事項の処理状況についてご報告をいただきました。何かご意見等ございますか。

ないようですので、事務報告は終了とさせていただきます。

(4) 調査審議

調査審議 第7回「区域区分市街化区域・市街化調整区域の見直しについて

(大上議長)

それでは4番目の調査審議に入ります。

本日は調査審議案件、1件であります。調査審議ですので採決はございません。

それでは、調査審議第1号の、第7回区域区分(市街化区域・市街化調整区域)の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課の高倉と申します。座って説明をさせていただきます。

それでは、調査審議第1号の「第7回区域区分の見直し」についてご説明いたします。お手元に配布させていただいております、資料1-1をご覧くださいと思います。

初めて委員をお引き受けいただいた方もいらっしゃると思いますので、大変恐縮ではございますが、まず1で、区域区分についてご説明をいたします。

区域区分とは無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つのエリアに区分する都市計画、土地利用計画の根幹を成すもので、通称、線引き制度と呼ばれております。市街化区域の法律上の定義は「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域」ですので、市街化区域の規模は10年先を見越して計画されるということでございます。

この制度は、昭和43年の新都市計画法において、市街地として積極的に整備する区域と市街化を抑制する区域とに都市計画区域を区分し、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止と、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成を図ることを目的としております。

昭和40年前半は高度経済成長期で都市部に急激に人口が集中し、これに伴い十分な公共施設が整備されないまま、郊外に無秩序な開発が広がり、これが課題となったことから、線引き制度や開発許可制度が導入されました。

法律法則におきまして、都市計画区域はすべて線引きをするということとしつつ、附則で、当分の間、政令で定めた都市計画区域のみを対象としており、線引きするかどうかは国が定める仕組みでございました。これは全国共通の課題という認識で制度が創設されたという理由によります。

長野県では、右側のほうにございますが、昭和46年に長野、須坂、松本、塩尻、豊科がそれぞれ線引きを定めました。その後、人口動態は大きく変わりました。近年では都市への人口集中が沈静化してきたと。また、一般的には外側に向かっていた開発圧力も、次第に小さくなってきておりました。

このような中、平成10年の地方分権一括法により、都市計画に関する事務は自治事務ということになりまして、線引き制度を採用するか否かについては、都市計画を指定する主体である長野県が、地域の実情に応じて選択できるということになりました。

2の経過をご覧ください。それぞれの都市計画区域の見直しの経緯になりますが、昭和46年に長野、須坂、松本、塩尻、豊科がそれぞれ区域区分を定めまして、それ以降、概ね5年おきに行う基礎調査をもとにした定期見直しを6回行い、区域の変更を行ってまいりました。

真ん中の、最下段の右の豊科都市計画区域の区域区分につきましては、平成17年10月に5

町村が合併して安曇野市となりましたが、5地域がそれぞれに都市計画区域を持ちまして、線引き都市と非線引き都市の合併であるということから、安曇野市における全市統一した土地利用制度として検討を重ね、平成22年9月に「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」を議決、平成23年4月からその運用を開始し、それに伴い、平成24年12月に豊科都市計画区域についての区域区分を廃止してございます。

それでは、右側の第7回区域区分の見直しについて説明をいたします。3をごらんください。第7回区域区分の定期見直しにおいて、4つの線引き指定都市については依然郊外部の開発圧力があるということで、計画的に市街化を進める必要性が高いと判断し、区域区分を継続するとし、国勢調査実施年である平成27年を基準年とし、目標年次を令和7年度として見直しを進めてまいります。

区域区分の見直し方針というのは、市街化区域編入の箇所選定を行う際、あるいは計画時点で編入を検討する際に決めておく基準でございます。詳細については資料1、2になりますので、後ほどご説明いたします。

基本方針としましては、右のほうに書いてありますとおり、長野県の総合計画、県土全体にわたる都市づくりの方向性を示した長野県都市計画ビジョン、そして、都市計画制度活用の方針を示した長野県都市計画制度活用指針、並びに景観法の精神も踏まえ、圏域、区域マスタープランや、立地適正化計画との整合を図りながら、以下の方針により区域区分の見直しを行うものとしてまいりたいと考えてございます。

具体的には(1)の住宅地の供給を目的とした市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、計画的な市街地整備が確実な区域について必要最小限とするということでございます。

また(2)の産業用地については、工業出荷額等のデータからの推計、各都市の産業に関する将来ビジョンや政策を踏まえ、需要に適切に対応できる規模の区域を、農林漁業の健全な調和を図った上で市街化区域に編入するということでございます。

また(3)については、市街化区域に隣接した市街化調整区域で、既に開発許可等で市街地が形成されている土地の区域についても、土地利用の動向等を踏まえた中で、社会基盤の整備状況を踏まえた上で、市街化区域への編入を検討するということでございます。

なお、区域区分につきましては、昭和43年の法制度制定当時から、国土交通省と農林水産省で基本的な取り扱いについて一定の調整がなされておきまして、この「都市計画と農林漁業との調整措置」を基本として、第6回までの区域区分の見直しを進めてまいりました。

市街化区域の規模の設定にあたっては、人口を最も重要な市街化規模の算定根拠としつつ、人口の増加予想、人口密度の変化予測等を考慮しながら、必要な市街化区域の規模を設定する方法を、人口フレーム方式と呼んでございます。国が都市計画制度全般にわたっての考え方を示しました都市計画運用指針でも、人口フレーム方式を基本とすべきとしていることから、今回もこれにより見直しを進めてまいりたいと考えてございます。

中段の、区域区分見直しフローで流れをご説明いたします。まず平成27年の国勢調査の数値を用いた、平成29年に実施しました基礎調査の結果をもとに、左側の上位計画と整合を図りながら計画フレームの設定を行います。おおむね10年後、令和7年度の常住人口及び工業等の用地需要の予測を行います。

ここからはスライドをご覧いただきたいと思います。人口フレーム方式とか、いろいろなことを申し上げているので、ご説明をさせていただきます。

まず、常住人口のフレームの算出フローをお示しします。

目標年次、令和7年度の人口は、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した長野市、須坂市、小布施町、松本市、塩尻市の人口を採用し、それぞれの都市計画区域で、この将来の人口から回帰分析により推計した令和7年度の都市計画区域外の人口を除外しまして、都市計画区域人口を算出いたします。

次に、この都市計画区域の人口から、同じく回帰分析により推計した令和7年度の市街化調整区域の人口を差し引いたものが、令和7年度の市街化区域人口となります。

次に工業等の用地需要の予測についてご説明します。

それぞれの都市計画区域で、工業統計による製造品出荷額の数値を用いまして、企業物価指数等を考慮したデフレーター補正を行った数値で回帰分析を行い、令和7年度の製造品出荷額を推計いたします。その将来の製造品出荷額推計値を、過去6年間の敷地生産性、敷地面積当たりの工業出荷額になりますが、その平均で除して、将来に必要な用地需要規模である、工業系市街化区域を算定するということとなります。

次に、このフローの真ん中にございます「市街化区域の規模と配置」についてですが、まず、これに先立って現状、市街化区域の密度の設定を行うということになります。

今回の区域区分の見直しにおきましては、立地適正化計画、平成26年に制度設計された立地適正化計画との整合を図る観点からも、現状の市街化区域の人口密度を維持するというようにしております。

基準年次から目標年次である令和7年度までに、現状の市街化区域の農地の土地利用転換の可能性、道路とか、公園とか、公共施設の整備計画を把握した上で、非可住地の面積を推計するという形になります。ですので、現在、可住地になっているところも、道路等の整備により非可住地となるということになります。人口密度を維持し、人口減少時代であっても、現状の市街化区域内に将来の常住人口が収まらず、オーバーフローすることが確認できれば、市街化区域の拡大を行うということになります。

フローでもう一度ご説明いたします。令和7年度の市街化区域の人口と将来の可住地と人口密度を乗じて算出した、既存市街化区域内での将来収容人口を比較し、現況人口からの増加分があれば、新市街地の人口フレームになり、市街化区域の拡大を行えることとなります。また、工業用地におきましても、計画フレームで算出した将来の工業系市街化区域、用地需要面積から、現状の市街化区域内の工業系の用地面積を差し引いた面積が多ければ、工業系の用地需要に伴う市街化区域の拡大を行えるということになります。

次に、区域区分のこの制度におきましては、すべての人口フレーム、工業フレームを具体の土地に今回割り振ることなく、当面の間は市街化区域の拡大を見合わせた人口規模等に相当するフレームを「保留フレーム」という言い方をします。保留フレームには、関東農政局をはじめとする関係機関とあらかじめ具体のエリアを想定して、一定の調整を終えている特定保留と、エリアを限定せず、人口規模のみを保留する一般保留があります。

保留の解除というのは、随時、地権者の合意形成等の状況を見て、土地区画整理事業などの計画的開発などの実施の目途がついた時点で関係機関と協議、調整を行うこととなります。

が、このような市街化区域の変更を行うことを、随時見直しというふうに呼んでございます。

それではお手元の資料の、数字の話ばかりをして恐縮ですが、資料1-2についてご説明いたします。先ほど申しあげました区域区分の見直し方針とは、市街化区域編入の箇所選定を行う際、あるいは計画時点で編入を検討する際に決めておく基準となります。

この方針につきましては、今年3月、今日お手元に配布させていただきました長野県都市計画ビジョンを改訂するにあたり設置した都市計画の専門の先生方6名で構成された「長野県都市計画ビジョン等検討委員会」へも意見聴取をさせていただき、取りまとめたものでございます。

では、1番の基本方針については、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

見直しの基準については、(1)で市街化調整区域から市街化区域への編入基準、それにつきましては市街化調整区域の土地で、既存の市街化区域に接しておりまして、①の土地区画整理事業を概ね3年以内に着手することが確実な区域、②の地方公共団体等が公的な住宅地、産業用地等の造成事業を実施することが確実な区域、3ページになりますが、既に工場として開発されている区域、及び工場の拡張計画があり市街化区域として整備することが望ましい区域、また、④の地区計画、⑤の開発許可等で、既に市街地を形成させている土地の区域については編入が可能という基準でございます。

また、市街化調整区域から市街化区域への編入基準の中に、もう一つ飛び地というところがございます。新たに飛び地の市街化区域を設定するにあたっては、周辺のインフラ整備状況や予定を鑑みまして選定するということになります。

その基準については、先ほど申しあげたものとダブる部分がございますが、具体的には①から⑥のものが該当するというふうに考えてございます。

次に(3)市街化区域から市街化調整区域への編入、いわゆる市街化区域から市街化調整区域へ戻すという中で、通称、私どもは逆線引きというふうに呼んでございます。

これについては、一団の農地の中で5ヘクタール以上を一つの対象として、今までも検討するようなことになってございました。今回、新たに加えさせていただきましたのは、4ページの②のところ、市街化区域内の、現に市街化していない区域において、土砂災害特別警戒区域及びがけ崩れ等による災害の発生のおそれのある土地の区域については、逆線引きを検討するというようにしてございます。

(4)につきましては、先ほど保留フレームについてご説明をさせていただきましたが、できるところについては、①の土地区画整理事業等で確実な土地、また、工業流通業務のための用地ということで考えてございます。

(5)については、先ほど説明をさせていただきましたのでこのとおりでございます。

それでは、また、大変申し訳ありませんが、資料1-1をご覧ください。4の見直しのスケジュールについてご説明をいたします。今年度、各線引き都市が県で示したこの「第7回区域区分見直し方針」に基づきまして、先ほど説明しました人ロフレームの設定等の見直しの流れに沿って、各都市計画区域の市街化の動向、土地利用コントロールなどの方針の違いもありますことから、市街化区域の拡大が必要かどうか判断していただいた上で、県へ区域区分の変更素案の申し出をしていただくということを考えてございます。

そして県はこの素案を受けまして、個々の都市計画区域等の実情等も踏まえ、上位計画と

の整合を図りつつ、区域区分の見直しなどについて関東地方整備局、関東農政局をはじめ関係機関と協議を進め、来年度に都市計画案の縦覧等手続きを行い、11月の都市計画審議会にはお諮りしたいと考えてございます。

最後に、市街化区域の拡大は、今までご説明させていただきました人口フレーム方式等を基本としておりまして、人口減少社会であっても、今回の見直しにおいて4つの線引き都市計画区域は新たな市街化区域の拡大、つまりフレームの確保が可能というふうに現時点では予測してございます。

このため、県としましては、この見直し方針に基づきまして、区域区分による土地利用規制を基本としつつ、都市政策上必要な土地であることの位置づけや、市街化区域への編入により周辺への悪影響がないことなど、関係市町に十分な確認を行いながら見直しを進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。本日はこの見直し方針についてご意見を賜ればと考えております。よろしく願いいたします。

(大上議長)

ありがとうございました。ただいま事務局より、第7回区域区分の見直しについて、その方針、それと目標年次、計画フロー並びに見直しのスケジュール等について説明していただきました。

特に方針についてご意見があるようでしたら、よろしく願いいたします。

(関委員)

すみません、お願いします。

(大上議長)

はい、どうぞ。

(関委員)

関です。お願いします。

ただいまご説明いただきました、人口フレーム方式による市街化区域の拡大もというお話ですけれども、ここで、ページ4ページになります、(5)の市街化区域の規模、それに関してのお話させていただきたいと思います。

市街化区域の拡大ということですが、留意点としまして低未利用地がありますが、集団的なそれについては立地適正化計画の誘導施策上においては、居住機能の誘導に対して支障が起こるということを聞いております。したがって、この市街化区域においては、望ましい市街化像を示した上で何らかの必要な規制、誘導策のようなものを講じて、適切な有効活用をしていく必要を感じております。一応、留意点として、そのような点も含んでいただければと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

先ほど、見直し方針の中でも立地適正化計画と整合を図るということを申し上げました。平成26年度に、立地適正化計画が制度設計をされまして、まさに人口減少社会において、コンパクトプラスネットワークの理念を制度設計されたというものでございます。

今回、市街化区域を拡大するところにつきましても、そういうところと整合を図りながら拠点なり、そういうところへの市街化区域の拡大等がなるのかどうかとか、将来の都市像を踏まえて、その辺は見直しを進めてまいりたいと考えております。

(関委員)

私が今申し上げましたのは、市街化区域における集団的な低未利用地、この件についての留意点としての考えです。

ですから、その人口フレームを使った拡大が、将来的にこれくらいで設定ということでしたら、それは理解しております。

(大上議長)

はい、お願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

ご意見いただきまして、ありがとうございました。

低未利用地は意外と農地が多いかと思えます。ただ一方、都市の中の農地というのは緑地という考え方もこのごろ出てきておりまして、ただ一団の、ある程度大きいエリアについては、その低未利用地の利用については検討してまいります。

ただ、ポツポツと介在している農地につきましては、なかなかそこに計画的な住宅地の誘導というのは難しいところはございますが、一団の部分の低未利用地については、その辺も踏まえて進めてまいりたいと考えております。どうもありがとうございました。

(関委員)

ただ、何もしないでおけば虫くい状態というか、もう制限なく、市街地拡大ということの恐れもありますね。そういうのも考えまして、意見させていただいたところです。ありがとうございます。

(大上議長)

事務局、よろしいですか。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

ありがとうございました。市街化区域、調整区域を定めている線引きをしている都市はちゃんとはっきりわかれているんですが、多分、関委員さんのおっしゃられたのは、線引きをしていないところで郊外の、そういうところをおっしゃられているかと思えます。

そういうところも含めて、土地利用コントロール、どういうものがあるのかというのは、各都市計画区域ごとに検討してまいるという内容で考えてございます。ご意見は賜りました。

ありがとうございました。

(関委員)

これは、県のビジョンのところの後ろのほうにも、関連して説明していただいております。ありがとうございました。

(大上議長)

よろしいですか。

いいですか、その辺、身内で話さないで、よろしいですか。

(幹事：猿田都市・まちづくり課長)

すみません、都市・まちづくり課長ですが、基本的に線引きの見直しを行う場合は、市街地の中に未利用地がある場合はそこも使うという、そこに一定規模の人口が張りつくという前提で引き算をしまして、それでも足りない部分を拡大分として、市街地をを広げるといふ、そういう考え方を取りますので、委員御指摘のように、既に市街化区域になっていても、低未利用地であればそこは人口を収容すべき区域として扱って見直しを行います。

(関委員)

ありがとうございました。

(大上議長)

よろしいでしょうか、はい。

そのほか何かご意見、あるいはご質問、ございましたらお願いいたします。

(武者委員)

すみません、事実確認的なことなんですけれども、今、こういう時代ですから、ほとんどの人口フレーム自体、各市町村、実質ゼロなんじゃないかというような気もして、そうすると、そもそも人口フレーム方式で市街化区域を維持していくというのが、そもそもこう机上の空論になっているような気がするんですけれども、実際、長野県の自治体、線引き都市は今、いわゆる保留フレームというのはどんな状況か、ちょっと教えていただいてもいいでしょうか。

(大上議長)

事務局、お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

今回は、見直し方針についてご説明をさせていただきます。ただ、この前段として、この保留のフレームといいますか、フレームがあるかどうかというのは試算的にはやっております、人口減少社会ではありますが、先ほど申し上げました、現在の市街化区域に対し

て道路とか公園とか整備されることによって非可住地が増えますので、可住地の部分の面積に対する今の人口等の計算を、先ほどご説明させていただいたとおりなんですが、線引き都市についてはやはりどんどん人が集まってくるというところがありますので、今回の見直しについてもそれなりのフレームはあります。

ただ、全ての都市計画区域にあるかどうかというのはあるんですが、一方、工業系は非常に需要が高いとなっていますので、工業系については、どこの区域にもフレームは出そうなんですけれども、住宅についてはちょっとまだ、確実な計算をしてあるわけではないんですが、それなりのフレームは出るというふうに考えてございます。

(武者委員)

おっしゃるように、人口もさることながら、やっぱり工業系、商業系、このあたり、どう考えるかというのがおそらく、今後のポイントになるんじゃないかなと思いました。

(大上議長)

ありがとうございます。そのほか、ご意見ございましたら。

(羽鳥委員)

羽鳥です。よろしくお願いします。

(大上議長)

すみません、ちょっと皆さんにお願いなんですけれども、できるだけマイクに近づいてお話をしてください。ちょっと聞き取りづらいところもありますので。

(羽鳥委員)

質問と意見なんですけれども、まず、区域区分の見直しについて、今おっしゃられた人口フレームという考え方のみだとかそういうものの数のことだけで決まっていくのかどうかということと、あと、意見として今高齢者の交通事故というのは増えているわけなんですけれども、その原因というのは車だけじゃなくて、おそらくその都市計画に関わると思うんですよ。私はそう思っているんですけれども、皆さんどう思っているかよくわからないんですが。

やっぱり、この高齢化が進む中で、歩いて買い物に行けるとか、用が足せるという、一つの地域というものをつくっていかなくちゃいけないと思うので、その数だけで、人口がたくさんいるから広げましょうというのと、都市計画としてこの先の社会を見据えた計画になっていかないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかということ、ちょっと今回では違うかもしれないんですけれども、教えていただきたいなと思います。

(大上議長)

事務局、お願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

線引きのこの見直しについては、国がその都市計画の運用を示した都市計画運用指針というものがございまして、一応、そこで人口フレーム方式を基本とするというふうに、現時点ではなっております。

結局ですね、都市計画区域の中でいろいろな地域があるんですけども、農業地域と都市地域が大体、こういうふうにほとんどを占めるわけで、そこの調整をする調整措置というのを含めて、人口フレーム方式でそういう検討をするということは前提でございます。

ただ、今後、人口減少社会の中で、人口が増えないという中で、線引きのその方法の考え方も多分変わってくるかと思いますが、今のところそれを基本とすべきというふうに考えて、というふうに国のほうでなっておりますので、今回もそれを踏襲したいというふうには考えております。

ただ、羽鳥委員さんのおっしゃられるとおりだと思ひまして、やはり集約型の都市構造をつくっていくべきだというふうに考えておりますので、郊外に広げるというよりは、いわゆる駅とか都市の拠点の部分について、例えば、周りが市街化区域で穴抜けになっているような場所でも各都市計画区域にはございますので、その場所の立地を踏まえて、そこに市街化区域を張るとか、集約型にしていくとか、そういうことも今回の中でも考えて、検討して進めてまいりたいと考えてございます。

今のところ、人口フレーム方式を基本というふうになっております。

(羽鳥委員)

わかりました。国が決めた基準に対して、例えば長野県は新しくこういう案でやりますみたいなことはできるんですか、ちなみに。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

全体的には、国のそういう方向性を踏まえたわけですけども、例えば法じゃなくて条例で土地利用、調整条例、安曇野市みたいにするとか、いろいろ考え方はあるかと思いますが、やはり法で規定されている部分は、やはり市街化を抑制したりする非常に強いものでございますので、今のところはその辺を踏まえつつ、ただ、その拡大の場所については、そこは都市政策上重要なものなのかという十分確認をした上で決めてまいりたいと思っております。

(羽鳥委員)

わかりました。ありがとうございました。

(大上議長)

どうもありがとうございます。そのほかご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、今、頂戴しましたご意見等を勘案して反映させていただければというふうに思います。

では、次の案件に移りたいと思います。

(5) その他

(大上議長)

5番で、その他へ移ります。中部横断自動車道の都市計画決定手続きについて、事務局より説明をお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 高倉企画幹兼都市計画係長)

引き続きになりますが、私のほうで説明させていただきます。

それでは、中部横断自動車道の都市計画決定手続きについてご説明をいたします。その他の資料1-1をご覧ください。なお、資料と右側にありますスライドは同様のものですので、見やすい方をご覧くださいと思います。

2ページをお願いいたします。はじめに中部横断自動車道の概要についてご説明をいたします。左側の概要図をご覧ください。中部横断自動車道は、起点の静岡県静岡市（旧清水市）から終点の長野県小諸市までを結ぶ、全体延長が約132キロ、4車線の自動車専用道路で、県内区間につきましては上信越自動車道佐久小諸JCTから佐久南インターまでが平成23年に、八千穂高原インターまでが平成30年に2車線で暫定供用をしてございます。

今回対象となる区間は、赤で示しました山梨県北杜市から長野県佐久穂町までの直線距離で約34キロの未整備区間で、そのうち県内区間につきましては、右側の位置図に示しました南牧村の山梨県境から八千穂高原インターまでとなっております。

中部横断自動車道は高速自動車国道の新設事業でありまして、これは環境影響評価法の第一種事業に該当するため、未整備区間の長坂～八千穂間につきましては、平成22年度から事業予定者である国土交通省が地域からの意見を聞き、計画段階において事業評価を行う計画段階評価のを実施しております。

計画段階評価の結果、長野県内区間については平成27年4月に3キロメートルルート帯が決定されております。

その後、長野県内区間につきましては、国土交通省長野国道事務所、長野県及び関係6町村で構成されます「中部横断自動車道（長坂～八千穂）長野県区間に係る計画調整会議」が設置されまして、平成30年7月の第2回会議において、1キロメートルルート帯及びインターチェンジの概略位置が決定されました。1キロメートルルート帯及びインターチェンジの概略の位置は、右側の位置図に示したとおりでございます。

この道路は、先ほどもご説明しましたとおり、静岡県静岡市から長野県佐久市、小諸市を経て上信越自動車道と接続することから、県としましては東信地域の産業、観光等の地域振興に資するとともに、長野県と東海地域の都市とを広域的に連絡し連携強化が図られる道路であることから都市計画道路として位置づけることとし、佐久小諸JCTから八千穂高原インターまでのうち佐久小諸JCT付近を小諸都市計画道路として、それ以外を佐久都市計画道路として、平成8年に都市計画決定をいたしました。

今回の対象区間につきましても、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良

好な都市環境を確保する上で必要でありますことから、都市施設である都市計画道路として決定してまいりたいと思います。

このため、本年5月に長野県・山梨県両県知事より、事業予定者である国土交通省関東地方整備局長あてに、都市計画法に基づく事務手続を行うことを環境影響評価法に基づいて通知をさせていただいたところでございます。今後は、都市計画決定権者である長野県が事業予定者に代わり、環境影響評価方法書以降の手続きを都市計画の手続きとあわせて行ってまいります。

続きまして、3ページをご覧ください。環境影響評価と都市計画のおおまかな手続きの流れを示してございます。現在は計画段階環境配慮書の手続きが完了しておりまして、その結果を反映した方法書の作成を行っている段階でございます。方法書は対象事業に係わる環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法等を記載したもので、方法書を作成した後、具体的な調査など、環境影響評価を行います。

環境影響評価の結果から、環境の保全に関する考え方をとりまとめた準備書を作成することになりますが、準備書の作成と並行して都市計画の案を作成し、準備書と都市計画の案を同時に公告・縦覧することが法律で定められております。縦覧したものについて地域の意見を聞く機会を設け、その意見を踏まえて検討した評価書を作成し、都市計画の案とともに都市計画審議会にお諮りし、審議を経て都市計画決定をしてまいりたいと考えてございます。

4ページをご覧ください。今後の環境影響評価手続きの方法書から、環境影響評価の実施までのスケジュールの予定を示してございます。今月中を目途に、都市計画決定権者である長野県知事より環境の知事及び沿線市町村長あてに方法書を送付いたします。その後、方法書を公告し、1か月間の縦覧に供します。縦覧を開始した後、沿線市町村にて住民説明会を開催いたし、並行して環境の知事が科学的・専門的な見地から十分な検討を行うため設置している、長野県環境影響評価技術委員会で審議を行います。

その後、住民や利害関係者の意見を聴取した上で、沿線市町村長及び技術委員会の意見を勘案し、環境の知事より環境の保全の見地からの意見が提出されます。提出された意見の内容を踏まえまして、環境影響評価の項目を選定をし、調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置を検討するという流れになります。

現時点において公告及び住民説明会は近々の開催を予定しておりますが、具体的な日程につきましては、今後、県や市町村のホームページや広報誌などにより、地元住民や利害関係者の皆様にお知らせする予定でございます。

また、手続きの進捗に合わせまして、今後の都市計画審議会に途中経過等の報告をさせていただく予定でございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(大上議長)

どうもありがとうございました。環境影響評価等々、都市計画の手続きの流れの状況報告をいただきました。そこにおける都市計画審議会の位置づけについても説明いただいたところですので。

状況報告ということですが、委員の皆様から何か意見等、質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、事務局から説明がありましたように、今後折を見て随時状況報告をこの都市計画審議会の中でもしていただくという運びになろうかと思えます。

以上がこちらで用意した議事でございますが、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは、以上で議事は全て終了したということにさせていただきます。

どうもご協力ありがとうございました。

6 その他

(幹事：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。最後に、次回の審議会の開催日についてご連絡いたします。

事前に委員様にはお知らせしてございますけれども、本日お配りした当日資料の11ページにありますけれども、今年の9月4日水曜日、13時30分からを予定しておりますので、よろしくお願ひします。

なお、審議案件については、現在、調査中でありますので、案件がない場合は開催いたしませんので、ご容赦いただければと思います。

7 閉 会

(幹事：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、以上をもちまして、第201回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。